

製品システム販売の一部を見直します

以下の見直しを 令和 8 年度 製品システム販売における企画競争の実施公告より適用します

★見直しのポイント

1 [国直土場]における需要者要件の見直し

検知業務に係る要件が不要となります。

令和 7 年度は需要者の要件として、検知業務有資格者と協定していること等を求めていましたが、令和 8 年度は検知業務を一般競争入札に付すことにするので、これにより検知業務有資格者との協定等は不要となります。

2 [国直土場]における協定期間の見直し

協定期間が変更になります。

令和 8 年度製品システム販売協定に係る検知業務を一般競争入札に付すことにより、※別添 1 に示す協定スケジュールとなります。

3 [国直土場][民間土場]における協定条件の見直し

協定期間内に協定販売価格の見直しを実施します。

協定期間内において、市況を踏まえ甲乙協議のうえ協定販売価格の見直しを行います。

※甲とは四国森林管理局長、乙とは協定者

協定販売価格の設定について

一般材の価格は、低質材の価格を下回らないこととします。

※ [国直土場]とは森林管理局署が管理する土場（以下に明記する 6 土場）における製品システム販売です。

◎久万土場、竹島土場、松葉川土場、長沢土場、伊尾木土場、魚梁瀬土場

[民間土場]とは製品システム販売の協定者が指定した土場における販売です。

本見直しに関する問い合わせ先

四国森林管理局 資源活用課 素材供給係

電話：088-821-2170

E-Mail：shikoku_katuyo@maff.go.jp

R 8 製品システム販売協定関連スケジュール（イメージ）

